

低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）における低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 低入札価格調査制度は、予定価格が2億円を超える工事に係る入札に適用する。

(調査基準価格等の設定)

第3条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する工事においては、予定価格のほか、調査基準価格および失格基準価格を設定するものとする。

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査制度を適用する工事において、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額（予定価格に100分の75を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内とする。以下「調査基準価格」という。）に満たない場合に第7条の調査に基づいて判断するものとする。

2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の75に満たない場合は100分の75とする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費に100分の70を乗じて得た額、現場管理費に100分の70を乗じて得た額および一般管理費に100分の30を乗じて得た額の合算額とする。

2 失格基準価格に満たない価格をもって行った入札は、失格とする。

(入札参加者への周知等)

第6条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する工事に係る入札をする前に、入札参加資格者に対して当該入札において低入札価格調査制度を適用する旨を周知する。

2 入札の結果、失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札

が行われた場合、契約担当者は、落札の決定を保留する。

(調査の実施および提出書類)

第7条 契約担当者は、入札金額が失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない入札者のうち最低の価格で入札をしたものが、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量およびそれらの調達等に関する事項ならびにそれらの適否
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができると主張がある場合におけるその適否
- (3) 当該入札者の経営状態
- (4) その他契約担当者等が必要と認める事項

2 調査に係る提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 低入札価格調査表(様式第1号)
- (2) 積算内訳書(様式第2号)
- (3) 手持工事の状況(対象工事付近)(様式第3号)
- (4) 手持工事の状況(対象工事関連)(様式第3号の2)
- (5) 下請予定業者等一覧表(様式第4号)
- (6) 手持資材の状況(様式第5号)
- (7) 資材購入予定先一覧(様式第6号)
- (8) 手持機械の状況(様式第7号)
- (9) 機械リース元一覧(様式第8号)
- (10) 労務者の確保計画(様式第9号)
- (11) 工種別労務者配置計画(様式第10号)
- (12) 建設副産物等の搬出地(様式第11号)
- (13) 建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書(様式第12号)
- (14) 品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式第13号)
- (15) 品質確保体制(品質管理計画書)(様式第13号の2)
- (16) 品質確保体制(出来形管理計画書)(様式第13号の3)
- (17) 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式第14号)
- (18) 安全衛生管理体制(点検計画)(様式第14号の2)
- (19) 安全衛生管理体制(仮設設置計画)(様式第14号の3)
- (20) 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)(様式第14号の4)
- (21) 施工体制台帳(様式第15号)
- (22) 施工体系図(様式第16号)

3 第1項の調査は、別表に定める失格判断基準に基づき行うものとし、いずれかの基準に該当する場合は、失格とする。

(低入札価格調査委員会への意見聴取)

第8条 前条の調査の結果、落札者を決定しようとする場合、契約担当者は調査の結果お

よび意見を記載した書面を低入札価格調査委員会に提出し、その意見を求めなければならない。

(低入札価格調査委員会の審査および意見の表示)

第9条 低入札価格調査委員会は、前条の規定により契約担当者等から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示するものとする。

(低入札価格調査委員会の意見に基づく落札者の決定)

第10条 契約担当者は、前条の規定により表示された低入札価格調査委員会の意見に基づき、最低価格入札者を落札者とし、または最低価格入札者を落札者とせず、失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

2 契約担当者は、落札者を決定したときは、落札者にその旨を通知する。

3 契約担当者は、前2項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対して落札者とししない旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月10日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別表(第7条関係)

失 格 判 断 基 準

調査項目	細 目	内 容	
ア 低入札 価格調査に 協力しない とき	(1)低入札調査資料の提出がない場合または提出された低入札調査資料に不備がある場合	①	低入札価格調査制度実施要領に定める提出書類(様式、添付資料および根拠資料に関する一切の資料を指す。以下、この表において「低入札調査資料」という。)が、指定した期眼までに提出されないとき(提出資料が、一部でも不足している場合を含む。))。
		②	低入札調査資料が提出されたものの記載内容等に不備があり、事情聴取が実施できない状態である場合(ただし、軽微な不備(誤記、記載漏れその他これらに類するもので、低入札調査資料の提出者が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。))を除く。)
	(2)事情聴取に応じない場合	①	事情聴取に応じない場合(事情聴取実施日時に遅れた場合(ただし、公共交通機関の遅れなどやむをえない場合を除く。))を含む。)
		②	事情聴取に対し、提出された低入札資料に基づいた根拠のある説明ができない場合
		③	事情聴取に対し、不適正または不誠実な言動があり、正常な調査が実施できない場合
イ 設計仕様等 に適合しない場合	(1)設計仕様書等の品質等を満足していない場合	①	業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、設計図書、仕様書で定める数量、工法および施工条件を一部でも満足していない場合。
		②	業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、材料・製品について、設計図書または仕様書で定める品質・規格を一部でも満足していない場合
	(2)工事現場および周辺の地理的条件等を考慮していない場合	①	工事の施工手順について、工事現場および周辺の地理的条件等を考慮した計画になっていない場合

調査項目	細 目	内 容	
ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	(1)品質確保および安全確保について、支障がある場合	①	直接工事費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の75%未満の場合
		②	共通仮設費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合
		③	現場管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合
		④	一般管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の30%未満の場合
		⑤	総合評価落札方式における技術提案に係る経費が、積算内訳書に計上されていない場合
	(2)法令違反や下請予定業者等へのしわ寄せがある場合	①	労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合
		②	調査対象工事の積算根拠とした下請予定業者、資材購入予定業者等の見積書(以下、この表において「下請見積書」という。)の内容および徴収方法が、適正と認められない場合
		③	下請見積書の「工種等の個々の金額の明細」が、これに対応する「内訳書に対する明細書(低入札調査資料)」の「工種等の個々の金額の明細」に正しく反映(同額以上を計上していること)されていない場合
		④	下請予定業者等からの聞き取り等により、下請見積書の記載価格がいわゆる「指し値」である等不当に低額に設定されていたことが確認できた場合

調査項目	細 目	内 容	
エ 建設副産物の処理が適正でない場合	(1)建設副産物、建設発生土および資材に関する運搬計画が適正でない場合	①	下請見積書を提出した者が、運搬に関する必要な許可を受けていない場合(当該許可は下請予定業者への見積依頼日以前のものに限る。)
		②	建設副産物または建設発生土の搬出先が適正でない場合
	(2)上記(1)のほか、低入札価格調査委員会が、建設副産物の処理が適正でない場合と認めた場合		
オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	(1)法令違反がある場合	①	適用を受ける関係法令に違反が認められる場合
	(2)契約上の基本事項違反等のある場合	①	適用を受ける契約上の基本事項に違反が認められる場合
	(3)品質確保、安全衛生管理その他工事に必要な施工体制が適正でない場合	①	下請見積書を提出した者が、工事に必要な許可を受けていない場合(当該許可は、下請予定業者への見積依頼日以前のものに限る。)
		②	品質確保体制(人員計画、工種別品質管理計画および工種別出来形管理計画)が適正であることを確認できない場合
		③	安全衛生管理体制(安全衛生教育等・点検計画・仮設の設置計画および交通誘導員配置計画)が適正であることを確認できない場合
	(4)上記(1)～(3)のほか、低入札価格調査委員会が、法令違反や契約上の基本事項違反等があると認めた場合		